

### 3. 各国のライセンス規制の標準化研究

#### イ. 調査の目的

我が国機械工業の多くの企業に関わる海外ビジネスでは、各社が保有する技術の正当な評価と対価の獲得が基本的に重要となっている。その背景には各社の技術特許権を尊重する枠組みの制定と執行に各国当局の関与が存在する一方、その執行が国民の福祉と利益の増進に貢献するか否かの判断が織り込まれ、執行過程における各国当局の規制問題が発生している。

我が国機械工業の企業及び政策当局に、各国のライセンス規制に関する問題点とリスクに関する情報を提供する。具体的には、それら規制措置の実態を明らかにするとともに背景と適用状況を分析し、知財権保護と競争政策に加えて制度の標準化を視野に、対象国に該当する制度を比較考量する。その際、WTOの知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS協定）と比較検討することにより問題点を浮彫りにし、今後の国際標準化と我が国の対外交渉に際しての情報提供といたしたい。

#### ロ. 調査結果の概要

##### 第1章 欧州及び米国におけるライセンス規制について

EC競争法によるライセンス規制は、セーフハーバーとハードコアリストが設けられている。ライセンスの強制実施は導入されていないが、これを認めた著名な裁判例がある。一方、米国反トラスト法によるライセンス規制については、欧州同様、セーフハーバーが設けられ、また、水平的制限のごく一部の例外を除いては合理の原則により判断される。ライセンスの強制実施は導入されていないが、欧州同様、これを認めた裁判例がある。

##### 第2章 ドイツ競争法とライセンス規制

ドイツにおいて、ライセンス契約は契約自由の原則によってその内容は当事者間で決められる。但し、EU競争法、規則、指令の適用を受け、さらにはドイツ競争法(GWB)の適用も受ける。

ドイツでは2009年の最高裁のOrange Book Standard事件で、ライセンス契約が強制されており、今日まで基準となっている(BGH判決 Mai 6,2009)。本件で原告はPhilipsであり、CDRとCDRW(記録可能および書き換え可能ディスク)に係るいわゆるOrange Book Standardに関係した特許を被告が違法に使用しているとして訴えたものである。この特許は「不可欠特許」であり、あらゆるCDRとCDRWの製造者はこの規格を用いなければならないものであった。Philipsは市場支配的地位を享受するものであった。

本件における最高裁の判決は、標準必須特許に係るライセンス契約の強制は、特許権者が市場支配的であることを前提に、以下の条件下で許されるとするものである。1)

条件なしでライセンス契約の申し込みをすること、その場合特許権者が競争法に違反することなしには拒否しえない契約内容であること、2) 特許の有効性を争わないこと、3) 合理的な実施許諾条件を受け入れ、合理的な実施料を支払うこと。

### 第3章 インドにおけるライセンス規制

インドにおける知的財産権法は連邦法として制定されており、特許、意匠、商標、著作権等についての法令が存在している。ライセンスに対する規制は、各知的財産権関連法令のほか、競争法によって主に規律されている。インドにおいて特許法における強制実施が命令された事件として、*Natco v. Bayer* 事件が著名である(現在も係争中)。インド競争法は技術的、科学的小および経済的発展の促進といった実質的な観点も考慮したうえで、違法性を判断する。

### 第4章 中国におけるライセンス規制

中国は、「世界の工場」のみならず、「世界の市場」として存在感を高めており、日本企業も従来からの第三国輸出向け委託生産に加え、中国国内向けの生産及びサービス事業展開といった対中ビジネスを拡大している。こうしたビジネスにともなう企業法務において、知的財産管理、とりわけ技術移転契約管理は最重要課題の1つである。そこで本章は、中国におけるライセンス規制の現状を紹介し、近い将来、導入されるであろう独占禁止法によるライセンス規制の姿を展望する。

### 第5章 日本における技術ライセンスの法的規制—独占禁止法の規制を中心に—

本章においては、日本における技術ライセンスの規制問題を扱う。公取委の平成19年のガイドラインにおいては、技術ライセンスの場合、市場支配力を有するライセンサーがライセンシーに対して競合技術の採用をさせない等の圧迫を行うとこれは私的独占となり、複数の特許権等権利者が相互に価格を拘束しあう等の場合にはこれは不当な取引制限(カルテル)となり、また、ライセンサーがライセンシーに対して価格を拘束する等の制限を課す場合には、不公正な取引方法に該当するとする。さらに技術ライセンスに関していくつかの公取委の審決がある。これらの内から、マイクロソフト事件(不係争条項)、クワルコム事件(同じく不係争条項)等を探り上げて検討する。

(この報告書は、競輪の補助金により作成した。)